

なお、全体計画及び単年計画並びに監査の実施状況については、別途、報告等をいただくこととしているのでご協力願いたい。

2 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

介護保険制度は、国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な制度であり、制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、介護サービス事業者は、利用者等に対する適切なサービス提供のみならず、法令等の自主的な遵守が求められている。

このため、介護保険法に業務管理体制の整備・届出を位置付け、法令等遵守の義務の履行を制度的に確保し、不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図っていくことが最も重要であり、行政としても業務管理体制に関する監督を通じて、適切な助言を行い、事業者自らが適切な体制を整備し、改善が図られるよう支援していく必要がある。

(1) 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底

業務管理体制整備に関する届出は、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際に、その内容を遅滞なく届け出ることとされており、各自治体におかれては、各事由に係る届出未済防止の観点から、新規指定申請時、指定更新時または集団指導など事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いする。

また、事業者の事業展開地域拡大等に伴う所管行政機関の変更においては、変更前と変更後の行政機関間で連携を図り、円滑な事務処理にご留意願いたい。

なお、届出情報の管理にあたっては、業務管理体制データ管理システムの運用に引き続きご協力いただきたい。

(2) 業務管理体制に係る確認検査

ア 一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組み

となっているか確認し、必要に応じて改善に向け事業者が自主的に取組まれるよう助言を行うものである。

そのため、平成22年度より各自治体において、所管事業者数や地域の実情に応じ検査実施計画を策定のうえ、適切に実施されるようお願いしてきたところであるが、未だ検査未実施の自治体が見受けられる。

一般検査の実施方法については、事業者の業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法であれば、書面検査、実地検査のどちらの手法でも差し支えなく、事業所指導との一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査との合同実施など、効率的な実施も可能である。現在、検査未実施の自治体におかれては、早急に検査が開始されるようお願いする。

また、検査の実施に当たっては、事業者における業務管理体制の強化につながり、事業者自らの改善に向けた取組を促進するよう配慮する必要があることから、検査では事実を的確に把握し、問題点については事業者側の主張を聴取した上で、その理解や認識を確認することが重要となる。

そのため、特に書面検査を実施している自治体においては、機械的・画一的な検査とならないよう、その内容等に問題点が認められた際に、改めて実地検査を実施するなど、実効性のある検査の実施をお願いする。

なお、事業者自らの業務管理体制の強化への取組を促すため、検査結果に基づく傾向分析や留意点、優良事例の紹介などを取りまとめ、集団指導の場やホームページで情報提供を行う等、平時からの事業者支援にも積極的に取り組まれない。

イ 特別検査

特別検査は、事業者の指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、当該事業者について、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備の確認・検証を行うとともに、併せて連座制の適用を判断するための不正行為への組織的関与の有無の確認を行うものである。

指定等取消処分相当事案が発生した自治体の特別検査の実施状況を確認したところ、

- ・指定事業所等の監査において、組織的関与の有無を確認できたことを理由に特別

検査を実施しなかった事例

- ・特別検査は行ったが、組織的関与の有無の確認を主目的としており、業務管理体制の整備・運用状況の確認が不十分な事例

が見受けられた。

特別検査に基づく改善勧告等、事業者に対する業務管理体制の改善の要請は、指定等取消処分相当事案を発生させた事業者が適切に再発防止策を講じ、引き続き介護サービス事業を運営していく上で、重要な役割を持つものであることから、各自治体におかれては、特別検査の目的が十分に果たされるよう検査にあたられたい。

なお、特別検査の実施の契機としては、結果的に指定等取消処分に至った事案に限らず、指定等効力停止処分の事案等、特に業務管理体制の整備・運用状況の不備に起因すると考えられる事案が発生した場合なども想定されるので、適時・適切な検査の実施にご配意願いたい。

3 国及び自治体間の情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 事業所に対する処分を行う場合の情報提供

事業所の監査に基づき、指定（許可）の取消又は効力停止の行政処分を行う際には、「介護保険法第197条第2項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第5章の規定により行う行政処分等に関する報告について」（平成19年8月20日介護保険指導室長通知）にあるとおり、必ず聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、老健局総務課介護保険指導室へ情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

なお、改善勧告・命令についても、引き続き、勧告・命令を行った都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

また、都道府県におかれては、地域密着型サービス事業所の行政処分等に関する情報提供に遺漏のないよう、管内市町村にも周知を図られたい。

(2) 業務管理体制監督権者と指定権者の連携等

広域的に事業展開を行う事業者のように、指定事業所の指定権者等と事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合、円滑に業務を遂行するため、国、都道府県及び市町